保 育 施 設 等 転 園 申 込 書

【重要】南国市の保育施設を希望される場合は必ず面談を受けたのちにご提出ください。

※南国市の保育施設を複数希望される場合は、希望順位が一番高い保育施設での面談をお願いします。
※南国市の保育施設を希望されない場合、面談は不要です。
※保護者の方から保育施設へ面談のご連絡をお願いします。面談の日程は保育施設と調整ください。
※児童の発達状況やアレルギー等を事前に知る為の面談です。面談の内容が利用調整に影響することはありません。

施設長記入欄 ※記入がない場合は申込受付不可	面談が終了しました。　　令和　　年　　月　　日 施設名:　　施設長名:

児童名	氏　名 ﾌﾘｶﾞﾅ		4月1日時点の年齢	生 年 月 日 令和　　年　　月　　日	
現在利用中(内定中)の施設名					
転園を希望する施設名	第1希望		第5希望		
	第2希望		第6希望		
	第3希望		第7希望		
	第4希望		第8希望		
転園希望年月日	令和　　年　　月　1　日				
きょうだいで申込みの場合	【 保育施設 】　□ 同一施設を希望　□ 異なる施設でも可				
	【 転園時期 】　□ 同時期　□ 時期が異なっても可				

【保育施設等転園に関する同意・誓約書】

南国市長　宛

次のとおり、保育施設への転園を希望し利用申込みするにあたり、以下の内容に同意し、誓約します。

□ 勤務条件(就労時間等)が利用申込時と異なり、指数が変更(減点)となった場合は、保育施設を退園となっても異議はありません。

□ 転園が決定した場合、転園月の翌月14日(3月転園の場合は当月中)までに必ず就労(復帰)します。
上記の期日までに就労(復帰)しなかった場合、または復帰せずに転職・退職していた場合は、保育施設を退園となっても異議はありません。
※有給休暇を消化するのみで実働せずに退職、もしくは妊娠のため復帰をせずに産前産後休暇を取得する場合も含みます。
※人事異動に伴う勤務地の変更等は、転職にあたりません。

□ 育児休業復帰後(就労予定の方は就労開始後)は、復帰日(就労開始日)が記載された就労証明書を速やかに(原則復帰(就労開始)から1か月以内)市役所又は保育施設に提出します。

□ 締め切り後に、転園申込みを取下げても、転園が内定した場合は元の保育施設に戻ることはできません。元の保育施設に戻るためには、再度転園申し込みを次の提出期限までに行う必要があります。

□ 転園が決定した後に、転園せずに内定を辞退した場合は、次回以降の申込時の利用調整の際に不利になります。

□ 利用調整は、期日までに提出された書類で行います。書類に不備がある場合は、利用調整の対象から除外されます。

令和　　年　　月　　日

住　所:
氏　名:(父)　　(自署)
(母)　　(自署)

※裏面に注意事項あり

【保育施設等転園に関する注意事項】

1. 転園申込書は、申込み年度内に限り有効です。

 なお、1月から3月に転園できた場合は、年度いっぱいのみの利用となります。

 （そのため、翌年度の4月以降も転園できた保育施設を利用したい場合は、毎年11月頃から翌年度4月継続利用申請を行っておりますので、転園希望の申込みをしてください。

 ※翌年度4月入所の選考結果によっては、1～3月に転園できた保育施設から転園・退園の可能性もありますので、ご了承ください。）

2. 申込内容の変更や、転園申請の取下げをしたい場合は、別途届け出が必要です。

3. 申込締め切り後に転園申込みを取下げても、転園が決定した場合は元の保育施設に戻ることはできません。

 ※例：「A保育園からB保育園へ、5月1日より転園が決定したが、やはりA保育園のままがいい」といった場合、5月1日からA保育園に戻ることはできません。A保育園に戻るためには、再度、転園申込みを次の提出期限までに行う必要があり、少なくとも5月の1か月間はB保育園へ通うことになります。